

『構造計算適合性判定』

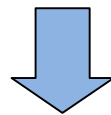
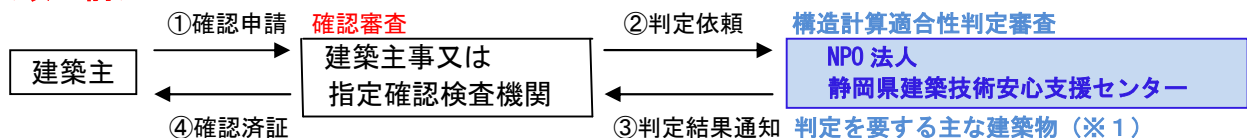
NPO法人 静岡県建築技術安心支援センター

建築基準法の改正（平成27年6月1日施行）により、構造計算適合性判定制度の見直し

一定規模以上の建築物（※1）は構造計算適合性判定が義務づけられ、これまで建築確認申請・審査の中で構造計算適合性判定業務が実施されてきましたが、建築基準法改正により、平成27年6月1日から建築主（設計者）が直接「指定構造計算適合性判定機関」に申請し、判定審査の後「適合判定通知書」の交付を受け、「適合判定通知書、又はその写し」を「指定確認検査機関等」に確認期間の末日の3日前までに提出することになりました。

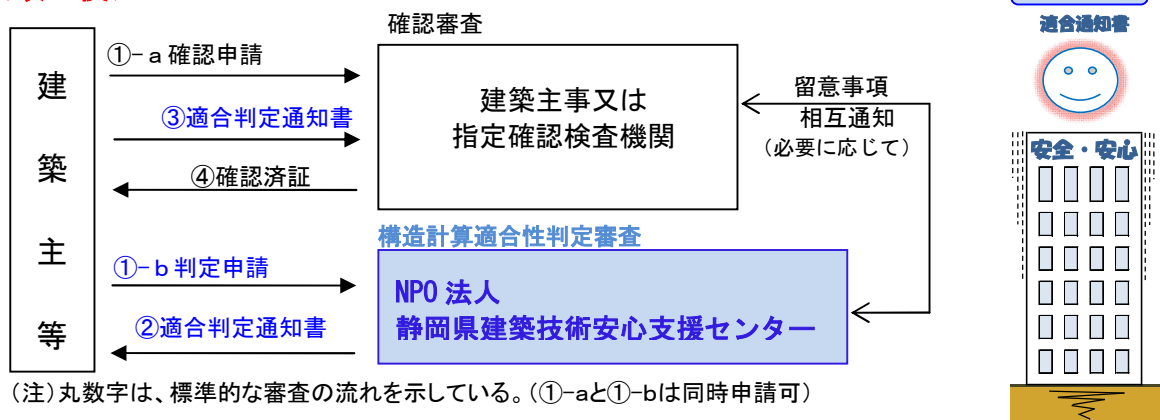
「指定確認検査機関等」はこの「適合判定通知書、又はその写し」の提出を受けた場合に限り確認済証を交付することができることになりました。

<改正前>



改正建築基準法施行（平成27年6月1日から）

<改正後>



※1 一定規模以上の建築物(判定を要する主な建築物)

- ① 木造で高さが13m又は軒高9mを超えるもの、鉄骨造で4階以上のもの、鉄筋コンクリー造で高さ20mを超えるものなど、法20条2号及び令36条の2第1号から4号までに規定されている建築物のほか、令36条の2第5号に基づく告示(平成19年国交省告示593号)に定められている建築物(ただし、60mを超えると大臣認定対象となる。)
- ② 許容応力度等計算(ルート2: 建築主事等の審査案件を除く)、保有水平耐力計算(ルート3)又は限界耐力計算等を行ったもの
- ③ 大臣認定プログラムによるもの

◇ 詳細は当センターのホームページでご確認下さい ⇨ <http://www.skgass.jp/> ◇
(5月中旬更新予定)

NPO法人 静岡県建築技術安心支援センター
TEL : 054-275-0030 FAX : 054-221-0565
E-mail : npo-skgass@mail.wbs.ne.jp

構造造計算適合性判定申請と判定期間

構造計算適合性判定申請は建築主から**当センター**をはじめとする「指定構造計算適合性判定機関」に**建築基準法施行規則（別記第18号の2様式、計画通知は別記第42号の12の2様式）**に定める様式で申請することになります。

「指定構造計算適合性判定機関」は申請書を受理した場合**14日以内**に判定結果通知書を申請者に交付しなければならないと定められております。
ただし、一定の合理的理由がある場合には、**35日の範囲内**において期間を延長することができることになっています。

なお、図書に不備がある場合や追加説明書が必要な場合には建築主（設計者）に通知し、図書の補正や追加説明書の提出をお願いします。

この場合の図書の補正や追加説明書の作成・提出に要する日数は判定の期間に含まれません。

その他 お知らせ・お願い

◆ 事前相談・事前審査のお申込みについて

当センター・ホームページ「事前相談・事前審査のお申込みについて」をご覧ください、判定業務の迅速化と適正且つ適切な対応を図るためにご活用下さい。

◆ 事前通知について

事前に申請時期（日時）を教えて頂くことにより審査時間の効率化・短縮化が図れます。こちらについても当センター・ホームページ「事前通知について」をご覧ください。

ご不明な点やご要望等ありましたら、事務局宛てにお問い合わせ下さい（FAX・メール可）

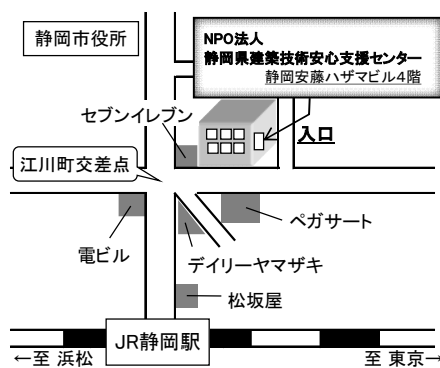
<当センター・エントランス>



【お問合せ先：事務局】

NPO 法人
静岡県建築技術安心支援センター
〒420-0853 静岡市葵区追手町 2-12
静岡安藤ハザマビル 4階
TEL : 054-275-0030
FAX : 054-221-0565
E-mail : npo-skgass@mail.wbs.ne.jp

案内図



「訪ねて安心！希望と夢ある安全な明日へ」
公正且つ適確・迅速な判定審査体制のより一層の充実を図って参ります
～ お気軽にお立ち寄り下さい ～